

平成26年2月7日
消 防 庁

消防団の装備の基準等の一部改正

消防庁は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が昨年12月13日に公布・施行されたことを受け、消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）及び消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）を改正し、公示しました。

【改正のポイント】

（消防団の装備の基準関係）

- 東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、「救助用半長靴」や「救命胴衣」等の消防団員の安全確保のための装備を充実することとしたこと。
- 消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、他機関との連携の円滑化に資する「携帯用無線機」や「トランシーバー」等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとしたこと。
- 大規模災害に対応するため、「チェーンソー」や「油圧ジャッキ」等の救助活動用資機材を充実することとしたこと。

（消防団員服制基準関係）

- 活動服について、機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえ、「活動上衣」及び「活動ズボン」の形式を変更することとしたこと。
- 改正後の消防団の装備の基準に規定された「救助用半長靴」について、消防団員の安全確保の観点から、形式を定めることとしたこと。

〈添付資料〉

- ・「消防団の装備の基準」等の改正について（平成26年2月7日付け消防消第26号、消防災第44号）
- ・消防団の装備の基準の一部を改正する告示（平成26年消防庁告示第2号）
- ・消防団員の服制基準の一部を改正する告示（平成26年消防庁告示第1号）
- ・消防団の装備の基準 改正概要
- ・（参考）消防団の装備の基準 新旧対照表
- ・（参考）消防団員服制基準 新旧対照表



【連絡先】 <消防庁国民保護・防災部 防災課>
担当：課長補佐 岡地
係長 伊藤
事務官 金丸、馬内
電話：03-5253-7525
FAX：03-5253-7535

消防団の新たな装備基準

装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正する。(2月7日公布)

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実 (トランシーバー)

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器(トランシーバー等)を配備

○消防団員の安全確保のための装備の充実 (安全靴、ライフジャケット等)

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備

○救助活動用資機材の充実 (チェーンソー、油圧ジャッキ等)

救助活動等に必要な自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

※ 消防団の装備の基準の改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額(平成25年度は標準団体(人口10万人)当たり約1,000万円)

教育訓練の基準の見直し(予定)

消防団の装備の充実を踏まえ、救助等の教育訓練の充実を図るため、3月末までに「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を見直す予定

消 防 消 第 26 号
消 防 災 第 44 号
平成 26 年 2 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 政 令 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「消防団の装備の基準」等の改正について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」が、昨年 12 月 13 日に公布・施行されました。

その中で、消防団の装備については、同法第 14 条において「国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする」と規定されたところです。

この規定を受け、別紙 1 のとおり平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 2 号により「消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示第 3 号）」が改正されました。

改正後の「消防団の装備の基準」に基づき、平成 26 年度の地方交付税措置を大幅に増加させる予定であり、各市町村におかれては、この基準の内容を踏まえ、安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の装備について、なお一層の充実強化を図っていただくことが必要となります。

また、各都道府県におかれては、地域の実情を踏まえつつ、市町村における装備の充実に対する財政上の支援について検討していただくようお願いします。

あわせて、別紙 2 のとおり平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 1 号により「消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）」が改正されました。

各市町村におかれては、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、改正後の「消防団員服制基準」に従い服制に関する規則を改正する必要がありますので御留意ください。

貴職におかれましては、下記改正の趣旨、内容に御留意いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、速やかにこの旨を周知していただくよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 「消防団の装備の基準」の改正について

(1) 改正の趣旨

- ① 東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、「救助用半長靴」や「救命胴衣」等の消防団員の安全確保のための装備を充実することとしたこと。

- ② 消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、他機関との連携の円滑化に資する「携帯用無線機」や「トランシーバー」等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとしたこと。
- ③ 大規模災害に対応するため、「チェーンソー」や「油圧ジャッキ」等の救助活動用資機材を充実することとしたこと。

(2) 主な改正内容（別紙3「改正概要」参照）

① 安全確保のための装備

ア 救助活動時等において身体を防護する「耐切創性手袋」を追加するとともに、「防塵メガネ」、「防塵マスク」及び風水害等の災害現場での活動時において生命、身体を防護する「救命胴衣」を明確に位置付け、全消防団員に配備するよう拡充したこと。

なお、形式等については、以下のものを想定していること。

- ・ 「防塵メガネ」は、飛散物等から目を防護し、かつ、使用時に視力に影響を与えたり、目の疲労などが起きたりしないよう配慮したもの
- ・ 「防塵マスク」は、粉塵等から口腔・鼻腔を防護するもの
- ・ 「耐切創性手袋」は、裂抵抗、耐切創性、耐摩耗性等の機械的強度を有し、かつ機能性に優れたもの
- ・ 「救命胴衣」は、着用者の身体を水上に安定して浮遊させ、安全な呼吸を確保するもの

イ 消防団員の安全確保のため、「靴」を釘の踏み抜き等から足を防護する「救助用半長靴」に変更したこと。（第3条）

ウ 「防火衣一式」に、火災時に手を火傷等から防護する「防火手袋」を明確に位置付けるとともに、地域の実情に応じて部長以上の階級にある消防団員に配備する「防火衣一式」の数を増減する旨の規定を削除し、ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある全消防団員に配備するよう拡充したこと。（第4条）

なお、「防火手袋」は、炎や熱に対する防護性能を有し、かつ、引裂や磨耗に対して強度を持つもので、機能性に優れたものを想定していること。

② 双方向の情報伝達が可能な装備

ア 双方向の通信伝達手段を確保する観点から、「消防用又は防災行政用の無線局の携帯無線機」について、班長以上の階級にある消防団員に配備することとし、あわせて、「無線受令機」をもって代える例外規定を削除したこと。

なお、「消防用の無線局の無線機」を配備するに当たっては管轄の消防本部等と、「防災行政用の無線局の無線機」を配備するに当たっては市町村と、運用方法等について、事前に調整を行うこと。

イ 「消防用又は防災行政用の無線局の携帯無線機」から得た情報等を、離れた場所で活動する消防団員に伝達するため「トランシーバー」を明確に位置付け、団員の階級にある全ての消防団員及び班長等の団員の直近上位の階級にある消防団員に配備するよう拡充したこと。（第5条）

ウ 双方向の通信伝達手段を確保する観点から、「車載用無線機」について、「携帯用無線機」及び「無線受令機」をもって代える例外規定を削除し、全車両に配備するよう拡充したこと。

エ 「無線受令機」について、分団等に複数配備することと変更したこと。(第6条)

オ 災害対策本部や現場の情報等を収集し、他機関等と共有する観点から、地域の実情に応じて、「双方向通信のための機器」、「デジタルカメラ」、「ビデオカメラ」等の「その他の情報関連機器」を新たに追加することとしたこと。(第7条)

なお、「双方向通信のための機器」は、災害現場の被害情報等を災害対策本部等と共有できる「タブレット端末」や「スマートフォン」等を想定していること。

③ 救助活動用資機材

ア 救命処置に必要な「自動体外式除細動器(AED)」、障害物を除去等する「油圧切断機」、「エンジンカッター」を明確に位置付けたこと。

なお、「救急救助用器具」の「応急処置用セット」は、マスク、ディスポグローブ、三角巾、包帯及びガーゼ等を備えることを想定していること。

イ 「チェーンソー」、「油圧ジャッキ」及び「可搬ウインチ」を明確に位置付け、分団等に複数配備するよう拡充したこと。

ウ 「警戒用ロープ」及び「拡声器」について、分団等に複数配備するよう拡充したこと。

エ 夜間活動に必要な器具として、「投光器」、「発電機」及び「燃料携行缶」を明確に位置付け、分団等に複数配備するよう拡充したこと。(第9条)

なお、「燃料携行缶」は、発災直後の初動対応に必要な期間、発電機を稼働することができる燃料を確保することを想定していること。

オ 大規模災害時の後方支援のため、地域の実情に応じて、「エア・テント」、「非常用備蓄物資」等の「後方支援用資機材」を新たに追加したこと。(第10条)

④ 追加装備

「追加装備」について、各装備の具体例を規定したこと。(第11条)

2 「消防団員服制基準」の改正について

(1) 改正の趣旨

活動服について、機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえ、「活動上衣」及び「活動ズボン」の形式を変更することとしたこと。

あわせて、消防団員の安全確保の観点から、「消防団の装備の基準」の改正に基づき「救助用半長靴」について、形式を定めることとしたこと。

(2) 主な改正内容

① 「活動上衣」及び「活動ズボン」の形式について、紺色を基調とし、消防の象徴カラーであるオレンジ色を活用する従前の服制を踏襲しつつ、夜間活動時等の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色を増やす変更をしたこと。

② 「救助用半長靴」の形式について、黒の編上式半長靴とし、靴底には踏抜き防止板を挿入し、釘等を踏んだ場合も貫通しないものであって、つま先には先しんを設け、重量物に圧迫された場合もつま先を保護するものと規定したこと。

○消防庁告示第二号

消防団の装備の基準（昭和六十三年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月七日

消防庁長官 大石 利雄

第二条から第十一条までを次のように改める。

（制服等）

第二条 消防団は、全部の消防団員の数に相当する数の制服、夏服及び活動服を配備するものとする。
。ただし、夏服については、地域の気候条件により配備する必要のない消防団においては、この限りでない。

2 制服は、甲種衣又は乙種衣、下衣及び帽とする。

3 夏服は、夏上衣、夏下衣及び夏帽とする。

4 活動服は、活動上衣、活動ズボン及び略帽とする。

5 制服、夏服及び活動服は、全部の消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

（安全帽等）

第三条 消防団は、全部の消防団員の数に相当する数の安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣及び雨衣を配備するものとする。

2 安全帽、救助用半長靴及び雨衣は、全部の消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(防火衣一式)

第四条 消防団は、動力消防ポンプ（消防団の管理するものに限る。以下同じ。）ごとに消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二十九条第一項及び第二項の規定による消防隊の隊員の数に相当する数に地域の実情に応じて必要な数を加えた数の防火衣一式を配備するものとする。

2 消防団は、前項に規定するもののほか、部長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の防火衣一式を配備するものとする。

3 防火衣一式は、防火衣、防火帽、防火用長靴及び防火手袋とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、前条に規定する安全帽及び救助用半長靴をもって代えることができる。

4 第二項に規定する防火衣一式は、部長以上の階級にある消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(携帯用無線機)

第五条 消防団は、班長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機を配備するものとする。

2 消防団は、団員の階級にある消防団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員の数に相当する数のトランシーバー（特定小電力無線局の携帯用無線機をいう。）を配備するものとする。

(車載用無線機等)

第六条 消防団は、消防団の全部の車両の数に相当する数の消防用又は防災行政用の無線局の車載用無線機を配備するものとする。

2 消防団は、分団その他の基本的な活動単位の組織（以下「分団等」という。）ごとに複数の無線受令機を配備するものとする。

(その他の情報関連機器)

第七条 消防団は、前二条に規定する機器のほか、双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラその他の情報の収集及び伝達のために用いる機器を地域の実情に応じて配備するものとする。

(火災鎮圧用器具)

第八条 消防団は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数の火災鎮圧用器具を配備するものとする。

2 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

(分団等に配備する器具)

第九条 消防団は、分団等ごとに必要と認められる数の救急救助用器具、避難誘導用器具、夜間活動

用器具及び啓発活動用器具を配備するものとする。

2 救急救助用器具は、担架、応急処置用セット、自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカター、チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチその他救急救助のために必要と認められる器具とする。

3 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

4 夜間活動用器具は、投光器、発電機、燃料携行缶その他夜間における活動のために必要と認められる器具とする。

5 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他啓発活動に必要なと認められる器具とする。

6 チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ、警戒用ロープ、拡声器、投光器、発電機及び燃料携行缶については、分団等に属する消防隊の数に応じて複数配備するものとする。

（後方支援用資機材）

第十条 消防団は、大規模な災害等に備え、エアール・テント、非常用備蓄物資その他の後方支援のために用いる資機材を地域の実情に応じて配備するものとする。

（追加装備）

第十一条 消防団は、第二条から前条までに規定する装備のほか、地域の実情に応じて次に掲げるものを配備するものとする。

- 一 可搬式散水装置（背負式水のうち）、組立式水槽その他の林野火災用器具
 - 二 資機材運搬用そり、除雪機その他の積雪寒冷地域用器具
 - 三 排水ポンプ、土のうちその他の水災用器具
 - 四 ボート、浮環、フローティングロープその他の水難救助用器具
 - 五 ロープ、滑車、カラビナその他の山岳救助用器具
 - 六 その他必要と認められる装備
- 第十二条から第十六条までを削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第一号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条第二項の規定に基づき、消防団員服制基準（昭和二十五年国家公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月七日

消防庁長官 大石 利雄

別表活動上衣の項中「胸ポケット及びえり裏」を「胸囲及びそで」に、「ボタン」を「ファスナー」に改め、「一行に」を削り、活動ズボンの項中「同様とする」を「同様とし、ポケット（凶中網掛け部分）にオレンジ色を配する」に改め、靴の項中「防火用は、」を「防火用は」に、「踏抜き防止板」を「踏抜き防止板」に、「そう入」を「挿入」に改め、「する。」の「」の下に「、救助用は黒の編上式半長靴（踏抜き防止板を挿入し、つま先には先しんを装着する。）」を加え、備考五中「ファスナーをもって、ボタン」を「ボタンをもって、ファスナー」に改める。

別表の凶活動上衣の部を次のように改める。

別表の凶活動ズボンの部を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に市町村の規則で定められている服制については、この告示による改正後の消防団員服制基準の規定にかかわらず、当分の間、従前の例によることができる。

(別表)

活動上衣

後面

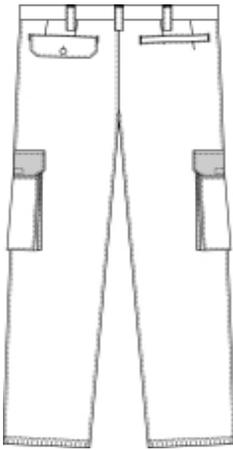


前面

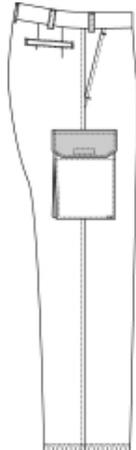


活動ズボン

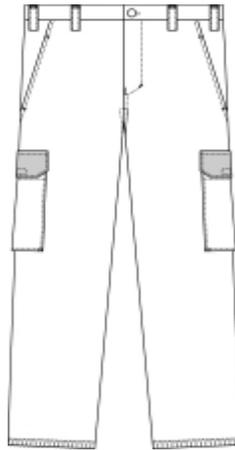
後面



側面



前面



「消防団の装備の基準」改正概要

区分	装備品	必要配備数	改正内容
安全確保のための装備	救助用半長靴(安全靴)	全部の消防団員数	靴を救助用半長靴(安全靴)に変更
	救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク		明確に位置付け、配備数を拡充
	耐切創性手袋		新規追加
	防火衣一式 (防火衣、防火帽、防火用長靴、防火手袋)	ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある消防団員数	防火手袋を明確に位置付け、配備数を拡充
双方向可能な情報伝達が可能な装備	携帯用無線機	班長以上の階級にある消防団員数	無線受令機に代えることができる旨の規定を削除
	トランシーバー	団員及び班長の階級にある消防団員数	明確に位置付け、配備数を拡充
	車載用無線機	消防団の全部の車両数	携帯用無線機又は無線受令機に代えることができる旨の規定を削除
	情報関連機器 (双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ)	地域の実情に応じて配備	新規追加
救助活動用資機材	救急救助用器具 (担架、応急処置セット、AED、油圧切断機、エンジンカッター)	分団等ごとに配備	AED、油圧切断機、エンジンカッターを明確に位置付け
	救急救助用器具 (チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ)	分団等に複数配備	明確に位置付け、配備数を拡充
	避難誘導用器具 (警戒用ロープ、拡声器)		配備数を拡充
	夜間活動用器具 (投光器、発電機、燃料携行缶)		明確に位置付け、配備数を拡充
	後方支援用資機材 (エアータント、非常用備蓄物資)	地域の実情に応じて配備	新規追加

(注) その他、林野火災用器具や積雪寒冷地用器具等の追加装備について、具体例を明示している。

消防団の装備の基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>消防団の装備の基準を次のように定める。</p> <p>消防団の装備の基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 消防団の装備については、この基準の定めるところによる。</p> <p>(削る)</p>	<p>消防団の装備の基準を次のように定める。</p> <p>消防団の装備の基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 消防団の装備については、この基準の定めるところによる。</p> <p>(装備)</p> <p>第二条 消防団は、次に掲げる装備を配備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 制服二 盛夏服三 作業服四 雨衣五 安全帽六 靴七 防火衣一式八 携帯用無線機九 車載用無線機十 無線受令機十一 火災鎮圧用器具十二 救急救助用器具十三 避難誘導用器具十四 啓発活動用器具

(制服等)

第二条 消防団は、全部の消防団員の数に相当する数の制服、夏服及び活動服を配備するものとする。ただし、夏服については、地域の気候条件により配備する必要のない消防団においては、この限りでない。

2 制服は、甲種衣又は乙種衣、下衣及び帽とする。

3 夏服は、夏上衣、夏下衣及び夏帽とする。

4 活動服は、活動上衣、活動ズボン及び略帽とする。

5 制服、夏服及び活動服は、全部の消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(安全帽等)

第三条 消防団は、全部の消防団員の数に相当する数の安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣及び雨衣を配備するものとする。

2 安全帽、救助用半長靴及び雨衣は、全部の消防団員に支給し、又は貸与するものとする。

(防火衣一式)

第四条 消防団は、動力消防ポンプ(消防団の管理するものに限る。以下同じ。)ごとに消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)第二十九条第一項及び第二項の規定による消防隊の隊員の数に相当する数に地域の实情に応じて必要な数を加えた数の防火衣一式を配備するものとする。

2 消防団は、前項に規定するもののほか、部長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の防火衣一式を配備するものとする。

(制服)

第三条 制服は、甲種衣又は乙種衣、帽及びズボンとする。

2 制服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(盛夏服)

第四条 盛夏服は、盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボンとする。

2 盛夏服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。ただし、地域の気候条件により配備する必要のない消防団については、この限りでない。

(作業服)

第五条 作業服は、略帽、作業上衣及び作業ズボンとする。

2 作業服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(雨衣等)

第六条 雨衣、安全帽及び靴は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(防火衣一式)

第七条 防火衣一式は、防火衣、防火帽及び防火用長靴とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、安全帽及び靴をもつて代えることができる。

2 防火衣一式は、消防団の管理する動力消防ポンプごとに、消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)第二十九条第一項及び第二項の規定による消防団員の数に相当する数及びその他地域の实情に応じて必要な数を配備するものとする。

3| 防火衣一式は、防火衣、防火帽、防火用長靴及び防火手袋とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、前条に規定する安全帽及び救助用半長靴をもって代えることができる。

4| 第二項に規定する防火衣一式は、部長以上の階級にある消防団員に支給し、又は貸与するものとする。
(削る)

(携帯用無線機)

第五条 消防団は、班長以上の階級にある消防団員の数に相当する数の消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機を配備するものとする。

2| 消防団は、団員の階級にある消防団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員の数に相当する数のトランシーバー（特定小電力無線局の携帯用無線機をいう。）を配備するものとする。
(車載用無線機等)

第六条 消防団は、消防団の全部の車両の数に相当する数の消防用又は防災行政用の無線局の車載用無線機を配備するものとする。
2| 消防団は、分団その他の基本的な活動単位の組織（以下「分団等」という。）ごとに複数の無線受令機を配備するものとする。

3| 前項に規定するもののほか、防火衣一式は、部長以上の階級にある団員に支給し、又は貸与するものとする。

4| 防火衣一式については、前項の規定にかかわらず、地域の实情に応じて、その数を増減することができる。

(制服等の形式)

第八条 第三条に規定する帽、甲種衣、乙種衣及びズボン、第四条に規定する盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボン、第五条に規定する略帽、作業上衣及び作業ズボン、第六条に規定する雨衣、安全帽及び靴並びに前条に規定する防火衣、防火帽及び防火用長靴の形式については、消防団員服制（昭和二十五年国家公安委員会告示第一号）に定めるところによる。

(携帯用無線機)

第九条 携帯用無線機は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織の長の階級以上の階級にある団員に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部若しくは一部について無線受令機をもって代え、又は当該階級以外の階級にある団員に配備することができる。

(車載用無線機)

第十条 車載用無線機は、消防団の全部の車両に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部又は一部について携帯用無線機又は無線受令機をもって代えることができる。
(無線受令機)

第十一条 無線受令機は、部長以上の階級にある団員のうち、第九

(その他の情報関連機器)

第七条 消防団は、前二条に規定する機器のほか、双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラその他の情報の収集及び伝達のために用いる機器を地域の実情に応じて配備するものとする。

(火災鎮圧用器具)

第八条 消防団は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数の火災鎮圧用器具を配備するものとする。

2 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

(分団等に配備する器具)

第九条 消防団は、分団等ごとに必要と認められる数の救急救用器具、避難誘導用器具、夜間活動用器具及び啓発活動用器具を配備するものとする。

2 救急救用器具は、担架、応急処置用セット、自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチその他救急救助のために必要と認められる器具とする。

3 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

4 夜間活動用器具は、投光器、発電機、燃料携行缶その他夜間における活動のために必要と認められる器具とする。

条の規定により携帯用無線機が配備されている団員以外の者に配備するものとする。ただし、林野火災等の地域の災害の実情に応じて、その配備数を増加するものとする。

(新設)

(火災鎮圧用器具)

第十二条 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

2 火災鎮圧用器具は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数を配備するものとする。

(救急救用器具)

第十三条 救急救用器具は、担架、応急処置用セット
その他の救急救助のために必要と認められる器具とする。

2 救急救用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(避難誘導用器具)

第十四条 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

2 避難誘導用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(啓発活動用器具)

5 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他啓発活動に必要なと認められる器具とする。

6 チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ、警戒用ロープ、拡声器、投光器、発電機及び燃料携行缶については、分団等に属する消防隊の数に応じて複数配備するものとする。

(後方支援用資機材)

第十条 消防団は、大規模な災害等に備え、エアール・テント、非常用備蓄物資その他の後方支援のために用いる資機材を地域の実情に応じて配備するものとする。

(追加装備)

第十一条 消防団は、第二条から前条までに規定する装備のほか、地域の実情に応じて次に掲げるものを配備するものとする。

一 可搬式散水装置(背負式水のう)、組立式水槽その他の林野火災用器具

二 資機材運搬用そり、除雪機その他の積雪寒冷地域用器具

三 排水ポンプ、土のうその他の水災用器具

四 ボート、浮環、フローティングロープその他の水難救助用器具

五 ロープ、滑車、カラビナその他の山岳救助用器具

六 その他必要と認められる装備

第十五条 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他の啓発活動に必要なと認められる器具とする。

2 啓発活動用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要なと認められる数を配備するものとする。

(新設)

(追加装備)

第十六条 第二条に規定する装備のほか、地域の実情に応じて、次に掲げる装備のうち必要と認められるものを配備するものとする。

一 林野火災用装備

二 積雪寒冷地域用装備

三 水災用装備

四 水難救助用器具

五 山岳救助用器具

六 その他必要と認められる装備

消防団員服制基準 新旧対照表

(改正案)

活動上衣	色	略帽と同様とし、 <u>胸囲及びそで</u> （ <u>図中網掛け部分</u> ）にオレンジ色を配する。
	製式	長そでとし、 <u>ファスナー</u> を _____ つける。 用途に応じて、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮する。 左右両肩に肩章をつける。 形状は、図のとおりとする。

活動ズボン	色	略帽と同様とし、 <u>ポケット</u> （ <u>図中網掛け部分</u> ）にオレンジ色を配する。
	製式	長ズボンとし、オレンジ色のベルトを用いる。 用途に応じて、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮する。 形状は、図のとおりとする。

靴	黒の短靴又は半長靴とする。ただし、 <u>防火用は銀色又は黒色のゴム製長靴（踏抜き防止板を挿入する。）</u> 、 <u>救助用は黒の編上式半長靴（踏抜き防止板を挿入し、つま先には先しんを装着する。）</u> とする。
---	---

備考

五 活動上衣については、ボタンをもって、ファスナーに代えることができる。

(現行)

活動上衣	色	略帽と同様とし、 <u>胸ポケット及びえり裏</u> （ <u>図中網掛け部分</u> ）にオレンジ色を配する。
	製式	長そでとし、 <u>ボタン</u> を <u>一行に</u> つける。 用途に応じて、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮する。 左右両肩に肩章をつける。 形状は、図のとおりとする。

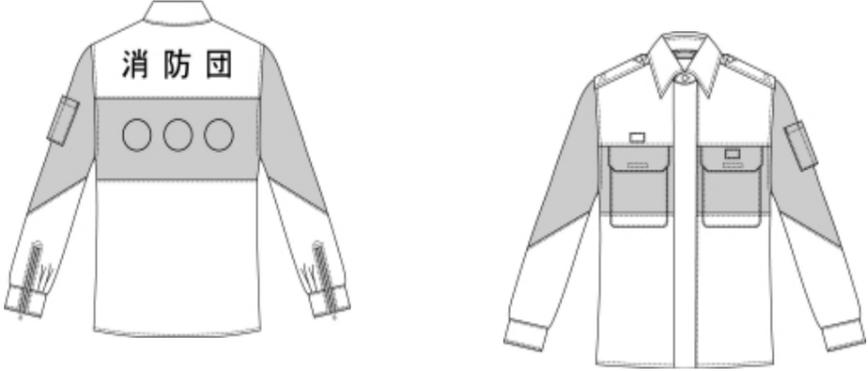
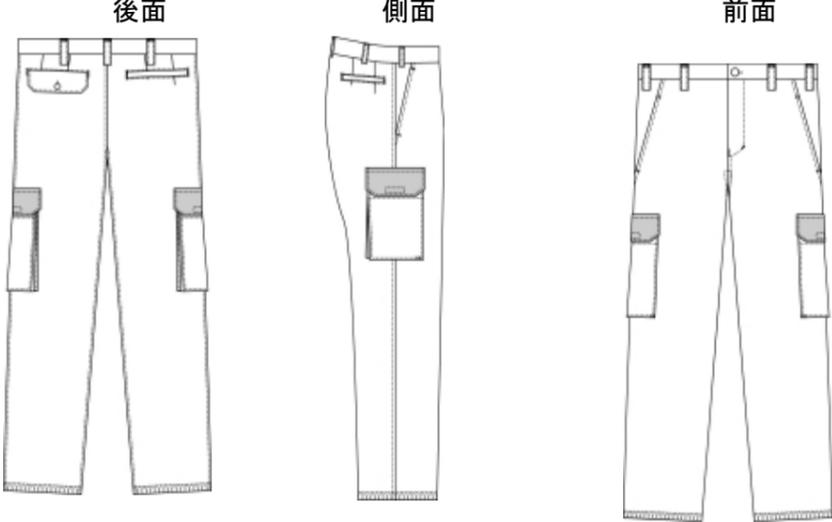
活動ズボン	色	略帽と同様とする。
	製式	長ズボンとし、オレンジ色のベルトを用いる。 用途に応じて、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮する。 形状は、図のとおりとする。

靴	黒の短靴又は半長靴とする。ただし、 <u>防火用は、銀色又は黒色のゴム製長靴（踏抜き防止板を<u>そ</u>う入する。）</u> とする。
---	---

備考

五 活動上衣については、ファスナーをもって、ボタンに代えることができる。

(図)

<p>改正案</p>	<p style="text-align: center;"><u>活動上衣</u></p> <p style="text-align: center;">後面 前面</p>  <p style="text-align: center;"><u>活動ズボン</u></p> <p style="text-align: center;">後面 側面 前面</p> 
<p>現行</p>	<p style="text-align: center;"><u>活動上衣</u></p> <p style="text-align: center;">後 面 前 面</p>  <p style="text-align: center;"><u>活動ズボン</u></p>  <p style="text-align: center;"><u>防火衣</u></p>